

「知事への申出」と「男女平等参画苦情処理委員制度」について <比較>

	知事への申出 【条例18条】	苦情処理委員への申出 【条例20条】
条文	道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申出ることができる。	道民等（道民及び事業者）は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申出ることができる。
申出の対象事項	<p>① 男女平等参画を阻害すると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性別を理由とするあらゆる差別的な取扱い ・ セクシュアル・ハラスメント ・ 男女平等参画を阻害する暴力的行為 （男女の人権の尊重に関わる暴力的行為で、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力も含む）など、男女平等参画の推進を妨げる要因となるもの <p>② 男女平等参画に必要と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等参画に係る道の施策に関する要望 ・ 男女平等参画に係る法や制度の改正の要望 ・ 女性の登用促進 <p>など、男女平等参画の推進を促す要因となるもの</p>	<p>① 男女平等参画に係る道の施策についての苦情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く道民等を対象に様々な分野において講じる対策への苦情 <p>※個々の道職員の言動、道民等に対して行った許認可、審査、取締、捜査、紛争処理又はこれらに類する行為などは含まれない</p> <p>② 男女平等参画を阻害すると認められるもの</p>
申出方法	<p>① 書面での申出は要件とせず、方法の如何は問わない</p> <p>② 匿名や電話での申出も差し支えない</p>	<p>① 必要事項を記載した書面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所、氏名、電話番号、申出の内容及び理由、調査等にあって参考となるべき事項（他の制度等への手続きの有無） ・ ファクシミリによる書面の送付も可 ・ H19.7からインターネットで受付（簡易申請） <p>② 匿名や電話による口頭での申出については認めていない。</p>
処理方法	① それぞれの申出に適切に対応することができる権限を有する機関を紹介するなど、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずる	<p>① 申出人に対し助言を行う</p> <p>② 道の施策についての苦情の場合は、関係する道の機関に対して意見を述べる</p>

「知事への申出」と「男女平等参画苦情処理委員制度」について <処理事例>

知事への申出

[電話相談の事例]

苦情処理委員への申出

[平成15年度処理事例]

申出概要

◎男女平等参画を阻害すると認められるもの
(夫・パートナーからの暴力)

夫が、結婚して1年半くらいの時期からイライラし、子どもの前で食卓のイスを音を立てて倒したり、物を壁にぶつけるなどの行為をするようになり、人格が変わってしまった。

職場のストレスかと思い、職場の知り合いに聞いてみたが、職場では以前と変わらないということであった。

夫の親に聞いてみると、前からイライラすることがあり、家庭内暴力や登校拒否を起こしたこともあるということであった。

夫への対応方法について相談したい。
(20代・女性)

◎男女平等参画を阻害すると認められるもの

○ 平成15年6月29日開催の「心の教育」北海道講演会に参加し、「これが北海道と北海道教育委員会が後援している内容なのか」と驚いた。講演会の内容が、北海道が推進している男女平等参画社会の実現等の政策とは相容れないものだったと思う。このような内容の後援をしたことに対し、苦情の申し出をする。
(女性)

○ 平成15年6月29日開催の「心の教育」北海道講演会について、チラシの内容などから北海道男女平等参画推進条例の精神に逆行するものと受け止め、後援承認部局に申し入れをした。講演会にも参加後、再度申し入れをし、今後慎重に対処し判断する旨の回答を得た。講演会は学校を通じて配付されたチラシへの信頼もあり、多くの母親の参加もあり影響が危惧される。苦情処理委員会でもこの内容を把握し、所見と道機関への助言を求める。
(団体)

処理概要

○ 配偶者暴力の加害者は、外ではごく普通の生活をし、突然、人格が変わったかのように暴力をふるう人も多くいることを説明し、精神的な病の可能性もあることから、札幌市精神保健福祉センターへ相談するよう助言。

○ 今のところ身体的な暴力はないようであるが、今後、身体的暴力を受け、一時的な避難が必要になった場合には、女性相談援助センターに相談するよう助言。

2件とも同内容の助言を行った。

[内容要旨]

本後援に関しては、事前には講演内容が条例の趣旨に反するかどうかは明らかではなかったが、後援承認する際に添付されたパンフレットの記載内容が、条例の趣旨に反するものと言わざるを得ないことから、より慎重に情報を求めて検討すべきではなかったかと考えられる。

※申出人に対する助言内容を、後援承認部局に対し、意見として述べる。